

第74回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和8年2月10日（火）

10：45～12：00

場所：ユートリー8階

多目的中ホール

- 司 会： 本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
- 私は、本日、司会を務めさせていただきます、青森県資源循環推進課県境再生・PCB廃棄物対策グループの櫻庭でございます。
- 会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。
- 本日の資料は、事前に送付させていただいた、資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6、また本日お配りいたしました次第、出席者名簿、席図となっております。不足などございませんでしょうか。
- それでは、ただ今から「第74回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。
- 本日は、鈴木委員と野呂委員が、オンラインによる参加となっております。
- また、五日市委員の代理といたしまして、二戸市の小船様が出席されております。
- それでは、開会にあたりまして、環境エネルギー部長の豊島からご挨拶申し上げます。

- 豊島部長： 皆様、こんにちは。
- ご紹介いただきました環境エネルギー部の豊島でございます。
- 委員の皆様方には、御多用の中、本日の会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
- さて、現場内地下水につきましては、浄化が着実に進んでおりますが、浄化が遅れている場所が局所的に存在することから、県では、今年度も引き続き、国の財政支援制度を活用しながら、早期の浄化終了に向けて全力で取り組んでいくところでございます。
- 本日の会議では、例年の議題に加えまして、自然再生が進む現場内でのクマとの遭遇リスク、これを回避するための植栽地の視界の確保対策のほか、令和8年度以降の本協議会の開催時期の見直しについても御提案申し上げます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司 会： 議事に移ります前に委員改選後、初めての会議となりますので、委員の皆様から、簡単に自己紹介いただきたいと思います。

一ノ渡委員からお願いいたします。

一ノ渡委員： 一ノ渡です。よろしく申し上げます。

小船委員： 二戸市環境推進課の小船と申します。本日、市長の五日市に代わって代理出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

宇藤委員： 皆さん、こんにちは。田子町で農業に従事しております宇藤安貴子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

栴沢委員： 栴沢と申します。八戸在住です。市民活動しております。よろしく願いいたします。

小宮委員： 小宮と申します。五戸町から来ました。五戸町で桜沼を保全する活動しております。北里大学とか八戸工業大学の先生にもお世話になっております。どうぞよろしく申し上げます。

末永委員： 末永です。長い間、ここの委員をやらせていただいています。よろしく願いいたします。

眞家委員： 北里大学グリーン環境創成科学科の眞家と申します。グリーン環境創成科学科は相模原市に移転となりまして、私がこちらにいるのもあと1年となりました。よろしく申し上げます。

三浦委員： 皆さん、こんにちは。八戸圏域水道企業団副企業長を拝命しております三浦と申します。副企業長を拝命しまして、3月で2年、4月から3年目になります。どうぞよろしく願いいたします。

山本委員： 皆さん、こんにちは。田子町町長の山本と申します。長いこと、この協議会、行われていますけども、どんどん浄化が進んでいること、大変心強く思ってお

ります。皆さん、どうぞよろしく願ひいたします。

司 会： 続きまして、WEB参加の鈴木委員、願ひいたします。

鈴木委員： 八戸工業大学の鈴木と申します。どうぞよろしく願ひいたします。

司 会： 続きまして、野呂委員、願ひいたします。

野呂委員： 東北福祉大学の野呂です。よろしく願ひいたします。

司 会： ありがとうございます。

続きまして、県側の職員を紹介させていただきます。

改めまして、環境エネルギー部長の豊島です。

資源循環推進課長の三浦です。

県境再生対策監の田中です。

県境再生・PCB廃棄物対策グループサブマネージャーの今です。

同グループの柴田主査です。

石塚主事です。

どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、次に移らせていただきます。

会長及び副会長の選任についてでございます。

会長の選任につきましては、事前にお配りいたしました、資料6「協議会設置要領」の第4第2項に「会長は委員の互選による」と規定されております。委員の皆様からの御推薦を願ひいたします。

眞家委員： 前期に引き続き、末永委員に願ひしたいと思ひます。

司 会： ただ今、末永委員を推薦するお声がありました、皆様、いかがでしょうか。

委 員： （異議なしの声あり）

司 会： どうもありがとうございます。

それでは、末永委員、お引き受けいただけますでしょうか。

末永委員： よろしく願ひします。

司 会： ありがとうございます。

それでは、設置要領第4第4項に「会長は、会務を総理し、会議の議長となる」と規定されておりますので、末永委員には、議長席にお移りいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

末永会長： 改めまして、ただ今、会長に御推薦いただきました末永です。よろしくお願いいたします。

私、こんなに長い間、この会議に携わっているつもりはなかったんですが、もう考えてみたら10数年、最初の10年間、その後、更に違う形ではありますが、何年かということでやらせていただいています。

もうそろそろ歳ですので、先ほども隣に座っている眞家先生とお話しまして、私、もう80を、実は超えたんですよ。もう80超えましたので、そろそろいろんな意味において引退しなきゃいけないなと思っていますが、県の方から、「もうちょっとだけお前、頑張れ」ということですので、お引き受けした次第であります。

つまらんことを申しましたが、本当にこれから2年間ということで、辞令をいただいておりますので、やらせていただきたいと思います。

これから12時を目途に会議を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

その前に副会長選任ということになっておりまして、設置要領の第4の第3項に「副会長は、会長が選任する」となっておりますので、前期に引き続きまして、鈴木委員をお願いしたいと思います。鈴木委員、よろしくお願いいたします。

鈴木委員： よろしく申し上げます。

末永会長： それでは、鈴木委員に副会長をお引き受けいただきましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初の案件でございますが「令和7年水質モニタリング調査結果」これにつきまして、事務局から御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

事務局： 青森県資源循環推進課の石塚と申します。座って説明させていただきます。

私からは、令和7年水質モニタリング調査結果を資料1-1、1-2、1-3に基づいて御説明させていただきます。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。

令和7年2月から12月までの水質モニタリングにおいて、現場周辺では、す

べての地点において環境基準値の超過はありませんでした。

遮水壁内地下水については、流末部を含む13地点で調査を実施した結果、一部の地点において、1,4-ジオキサンの環境基準値超過が確認されております。

1,4-ジオキサンの浄化の進捗につきましては、のちほど資料1-3の方で御説明いたします。

なお、令和7年9月末に県境現場周辺ア-13において、県委託事業者の作業員が作業中にクマに襲われる人身被害が発生したことから、10月のモニタリングは中止し、12月のモニタリングは周辺の調査地点を縮小して実施しました。

3ページから6ページにはクマの目撃情報等をお示ししております。

それでは、2ページを御覧ください。

浸出水貯留池から事業地外への放流水の水質モニタリング結果についてですが、放流水の1,4-ジオキサン濃度は、周辺環境への影響が出ないように設定した計画処理水質を大きく下回っております。

グラフに示すとおり、令和4年6月の浸出水処理施設運転停止後も、計画処理水質を大きく下回る水準で推移しておりました。

6ページから9ページはモニタリングの位置図を示しております。

6ページの別図4は現場周辺の調査地点、7ページの別図5は現場内の第一帯水層の調査地点、8ページの別図6は現場内の第二帯水層の調査地点。続きまして9ページの別図7は現場内から汲み上げられた水がNo.2浸出水貯留池に流入する部分を流末部と呼称しておりますが、その流末部と先ほど御説明しました放流水の調査地点を示しております。

次に、現場内地下水の1,4-ジオキサンの浄化の状況について御説明いたします。資料1-3を御覧ください。

注水用水は、現場外の茂市かん水用施設からの取水により十分に確保しており、既設の注水井戸、大口径注水井戸、注水用横ボーリング及び浸透枒に、雪解け直後の昨年4月中旬から11月下旬まで注水を実施しました。

では、具体的にどのような浄化をしているのかについても改めて御説明いたします。4ページの別図を御覧ください。

上の方の枠囲みについてですが、清浄な水を注水しながら汚染された地下水を汲み上げることで、汚染の無い地下水に置き換える浄化手法を用いております。

下に模式図を示しています。まず、現場で一番高いところにある1号雨水貯留池にきれいな水を溜めておき、そこから現場の中にある注水井戸に水を行き渡らせるようにしています。

1号雨水貯留池から、各現場内の注水井戸に水を送り込んでいますが、ターゲットとしている地下水の層は、地下約8m前後の第一帯水層と、地下約13m前

後の第二帯水層であり、2つの層で地下水浄化を進めています。

汚染地下水の汲み上げのところですが、井戸から地中に横方向に管が出ており、管から地下水を幅広い範囲で集めて汲み上げる集水井戸と、その場所をターゲットにして汲み上げる揚水井戸の2種類を用いて、汚染された地下水を汲み上げています。

汲み上げた水は、浸出水貯留池に溜めて、浸出水貯留池で水質を確認の上、放流している状況となっております。

次に、1,4-ジオキサン濃度の浄化状況について御説明いたします。

A3サイズの5ページの別紙1を御覧ください。

第65回協議会です承された現場内地下水の浄化終了要件を左側に記載しています。②と④の文章を御覧ください。

まず②は、4つのエリアそれぞれについて、平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了する。これが終了要件の1つ目です。

次に④の文章を見ていただきたいのですが、すべての観測地点の測定結果が、基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には浄化終了と判断する。これが終了要件の2つ目です。

資料の右側が、終了要件の達成状況を示しています。先ほど4つのエリアとお話しましたが、第一帯水層、第二帯水層で、さらにそれぞれ2つのエリア分けをしています。第一帯水層はオレンジ色で示している中央・下流部と緑色で示している県境部で分けており、第二帯水層は黄色で示している低濃度エリアと赤色で示している高濃度エリアで分けています。

この4つのエリアのうち、第二帯水層高濃度エリア以外の3つのエリアが、平均濃度の年平均値が環境基準値を令和4年度中に下回っています。

図面中の黒い星マークが、令和6年度までに浄化終了した箇所を示しています。

白い星マークは、1年間継続して環境基準値以下となった地点を示しています。第一帯水層の中央・下流部エリアのSW-23で1地点。第二帯水層高濃度エリアで3地点、こちらがDW-18、ア-48-2、ア-43となっています。

第一帯水層の中央・下流部エリアは、エリアの平均濃度の年平均値が環境基準値以下となっているため、SW-23は今年度でモニタリングを終了としています。

高濃度エリアの3地点は、平均濃度の年平均値が環境基準値を上回っているため、この3地点も含めて全8地点について引き続き浄化及びモニタリングを続けています。

なお、同じく高濃度エリアのDW-16については、仮に10月に環境基準値以下であれば、終了要件2つ目の、1年間継続して環境基準値を下回ったという評

価ができたところですが、クマによる人的被害の発生を踏まえて欠測となったことから、従前の評価ができない状況となりました。ただし、DW-16 は高濃度エリアの井戸であるため、仮に 10 月に環境基準値を下回っていたとしても、エリア平均濃度の年平均値が浄化終了要件を達成するまで、モニタリングを継続することとなります。今後、他のエリアの観測地点で同様のケースが生じることも考えられますので、このような場合の取扱いについて、改めて検討をして参ります。

そして、高濃度エリアの平均濃度の年平均値については、一番下の表に記載していますが、令和 7 年 12 月時点で 0.16、また流末部の年平均値は 0.11 となっています。令和 6 年 12 月時の値に比べて上昇しておりますが、これは令和 6 年 9 月頃から地下水を流動させるために注水量を増加させたことにより、1,4-ジオキサンの浄化が進み、特に現場全体の揚水量の約半数を占める CW-3 に集水される地下水の浄化の進捗によるものと考えられます。

今後も注水・揚水による浄化対策を継続し、早期の浄化終了に向け引き続き全力を挙げて取り組んで参ります。

以上となります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、石塚主事の方から、この協議会で議論していただき、また決定した条件に従いまして、浄化作業を進めているということであります。最近、本当にクマの被害等々が多いですが、クマの出没ということで、若干、計画が狂ったところがありますが、基本的には、きちんと行われてきたということで御説明いただきました。

ただ今の御説明に関しまして、何か御意見なり御質問、ございますでしょうか。はい、眞家委員。

眞家委員： SW-24 が水が取れないということで、その隣の DW-16 というのは、どのくらい近い井戸なのでしょう。そこは結構取れているんですけど。

何故このような質問をしたかと言いますと、SW-24 が取れないんですから、ここから水を逆に入れてしまえば下流に水が行くのかなと思って。でも、近くに SW-24 を深くして、第二帯水層の方に水を共有すれば、もっと浄化効率が上がるかと思ったんですけど。隣に DW-16 井戸でそこに水が出てしまうのかなというようにところを考えると質問させていただきました。

末永会長： どうですか。

事務局 : SW-24 と DW-16、位置的にはかなり近接しているところですけど、帯水層が第一と第二ということで、若干違うというところで、SW-24 に入れるとどうなるのかというのは、明確な答えは難しいところですけど。

今、御提案がありましたので、いろんなことを我々、チャレンジしていきたいなということでは思っています。

末永会長 : よろしいですか。

眞家委員 : 水が十分、第二帯水層から水が十分取れていて全然問題ないということでしたら、全然問題ないと思うんですけど。もっと送るというのであれば、SW-24 を深くして送るという手もあるんじゃないかと思った次第です。

末永会長 : 帯水層の違いで今までやってきましたので、その辺、今、眞家委員のようなことも考えられるかどうか、ちょっと検討してみてください。それが有効ならば、そういう方法もあるということで、よろしくをお願いします。

それで、眞家委員、よろしいですか。

じゃ、よろしくをお願いします。

その他、宇藤委員。

宇藤委員 : 町の方に説明に来てくださった時もいろいろお聞きしたんですが。

令和7年度の年平均値が6年度より上がってきていますが、流水の関係とか、ジオキサンが溶けていてそういうふうになっているんじゃないかというような御説明でございましたけれども。私もよく分からないので。

DW-5 の資料を見てみると、なかなか濃度なんかも落ちついていない部分だったりしているので、ここら辺の年平均値というあたりが、本当にジオキサンが動いているからなのか、見えない部分の推察なので、そこら辺、分からない部分なので、もう少し詳しくというか、教えていただけたら助かります。

末永会長 : 第二帯水層の高濃度エリアのところですね。

宇藤委員 : そうです。

事務局 : それは、DW-5 の御指摘もございましたけれども。まさに DW-5 も注水量を増やしたあたりから、水が行き渡る、今まで届いていなかったようなところに水が届いて、その辺のジオキサンが地下水に出ているのではないかというふうに推察されるというのは、先ほどのエリア平均濃度が上がったのと同じよう

な捉え方をしております。

ただ、これ1つの推測といいますか、考えでございまして、それが正解かどうかというのは、もう少し浄化を、この取組を進めていく必要があるのかなというふうには考えております。明確に「これが」とお答えできればいいんですけども、なかなか地下のことでもございますので、そういう考えを持っているということとして、これは引き続き注水量を増やしてやって、様子を見ていきたいなということで考えております。

末永会長： 宇藤委員、いいですか。何か。

宇藤委員： DW-5に関しては、量が、注水量が減ったら、その数値も上がっていたので、水のあれとは関係あるのかなと思っては見ておりましたけども。あまりにも高い濃度であるので、私は心配な部分もあるので、よろしく願いいたします。

末永会長： もう少し追跡調査をすれば、揚水量や何かの関係で、その辺もある程度科学的に。ただ、今、対策監がおっしゃったように、なかなか見えないもので、どういうふうにはばり付いているのか。あるいは、水をどのぐらい流したらどう出たのか、なかなか分からないところがあると思いますので。

ただ、何度かやっていれば、大体の客観的な事実は得られると思いますので、今後とも、よろしくその辺、追跡してください。

宇藤委員、そういうことでよろしいでしょうか。

宇藤委員： はい。

末永会長： ありがとうございます。

その他、ありますでしょうか。

鈴木委員、何かありますか？鈴木委員。

鈴木委員： 会場の声がなかなか聞こえ難くて、ちょっと眞家先生とか宇藤さんがどういった御質問をされていたのかもちょっと聞き取れなかった状況なんですけども。

例えば、今、DW-5のお話をしていたと思うんですけども。基本的に地下水を揚水、水を抜くと地下水が流動ですね、水が動いて、土の中に含まれている1,4-ジオキサンがその中に移行するんですね。それで濃度が上がるという、そういう解釈をしています。

ですから、これを繰り返しやっついていかないと、土の中の1,4-ジオキサンが抜けないということになっていくので、これは引き続き続けていただきたいと考

えております。

あとは、この後、多分、高濃度エリアの話も出てくるかもしれませんが、あとはやっぱり、課題は高濃度エリアの話になっていくと思います。段々と濃度は下がってきているんですけど、まだエリア平均濃度もまだ環境基準値まで達していない状況ですので、引き続き、こちらの方を注視して、注水をやるということと、あとは効率的な揚水ですね。これを組み合わせてやっていくということが必要になっていくと思います。

これからも引き続きよろしく願いいたします。

末永会長： ありがとうございます。

今、鈴木委員の方からそういう要望がありましたので、それはさっき対策監のお答えいただいたことともだぶりますし、お二人の委員の御質問ともだぶりますので、そのような形で、是非、よろしく願いいたします。

その他、ございますか。よろしいですか。

それじゃ、後ほど、また戻りまして御質問、御意見があれば出していただきたいと思います。

それでは、議題の2であります。令和8年度水質モニタリング調査計画の案ですね。これに関しまして、また石塚主事からよろしく願いします。

事務局： それでは、令和8年度水質モニタリング調査計画（案）について資料2に基づき、御説明させていただきます。

モニタリング計画については、10ページと11ページに参考1、参考2として添付しております第65回協議会です承された「1,4-ジオキサンの浄化終了要件」及び第66回協議会です承された「1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件」に基づき検討いたしました。

では1ページに戻りまして、まず（1）周辺河川等・湧水8地点及び、（2）周辺地下水6地点については、全ての観測地点において全調査項目が、1年以上にわたり環境基準値を下回っていますが、現場内地下水の浄化対策を令和8年度も継続することから、今年度と同様の地点で調査を実施いたします。

次に（3）遮水壁内地下水についてです。

遮水壁内地下水の説明に入る前に、7ページの別紙1「1,4-ジオキサンに係る浄化終了要件の達成状況」について御説明させていただきます。

案件（1）でも御説明しましたが、1,4-ジオキサンの浄化終了要件は、①として、4つのエリアそれぞれについて平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ、流末部の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了します。

②として、すべての観測地点の測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った場合に、浄化終了と判断することになっています。

今回、直近のモニタリング結果をこの浄化終了要件に当てはめた結果が7ページの表となっております。

第一帯水層県境部エリア、中央・下流部エリア、第二帯水層低濃度エリアの3つのエリアについては、すでに浄化終了要件①を達成しています。

次に3つのエリアの個々の観測地点について、その測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った第一帯水層県境部エリアでは6地点、中央・下流部エリアでは5地点、第二帯水層低濃度エリアでは13地点の合計24地点について、モニタリングを終了しています。

現在は、残りの3地点についてモニタリングを継続しているところです。

次に第二帯水層高濃度エリアと流末部については年平均値が環境基準値を上回っており、①の要件を満たしていないことから、エリア内の全8地点及び流末部1地点の合計9地点で、モニタリングを継続しているところです。

今後もこれまでと同様に、浄化終了要件を満たした地点から順次モニタリングを終了していくこととしております。

(3) 遮水壁内地下水の①井戸については、令和7年度当初は12地点でモニタリングを実施してきました。

4ページの別図2を御覧ください。

令和7年12月までのモニタリングの結果、4ページの別図2のSW-23については、1年以上継続して環境基準値を下回ったことから、浄化終了と判断し、モニタリングを終了しております。

令和8年度はこちらの1地点を除いた11地点について、今年度と同様に年6回実施したいと考えております。

次に②の流末部についてです。6ページの別図4を御覧ください。

浸出水処理施設の撤去工事開始後から、No.2 浸出水貯留池への流入口を流末部の測定地点としてモニタリングを実施しています。

この地点については、環境基準値を上回った値が確認されておりますので、今年度と同様に週1回の年52回実施したいと考えております。

では、2ページを御覧ください。

次に(4) 放流水です。

浸出水処理施設の撤去工事開始後から、No.2 浸出水貯留池からの放流口を測定地点としてモニタリングを実施しております。

現場外への放流水の水質を確認するため、測定回数は今年度と同様に週1回年52回実施したいと考えております。

最後に(5)のpH及び電気伝導率についてです。

pH及び電気伝導率は、現場周辺及び現場内の観測地点において、1,4-ジオキサンの調査に合わせて実施いたします。

以上から、「令和8年度水質モニタリング計画（案）」について、調査回数及び調査項目は8ページの計画表（案）のとおりとしたいと考えております。

9ページを御覧ください。

9ページには見え消し版を添付しております。黄色の色付けされている測定地点が浄化終了と判断され、今年度でモニタリングを終了した地点となっております。

モニタリングを終了したSW-23を除き、今年度と同じ地点、同じ回数で実施することといたしますが、クマ出没の危険性がある場合は、臨機応変に対応したいと考えています。

以上となります。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、石塚主事の方から御説明いただいたのは、来年度の案でございます。先ほど、眞家委員、それから宇藤委員、そして鈴木委員から御質問といたしますか、御要望があったこととも十分にこの計画には盛り込まれているような感じがいたしますが、これに関しまして、何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

クマが出た場合は、ということで、これは当然のことでございますが、そういうことも踏まえて「臨機応変に」ってありますが、まあ怖いですね。

どうぞ。三浦委員。

三浦委員： 三浦でございます。

県の御担当の方々には、大変御面倒をおかけしております。

私の立場、下流部の水道事業者の立場として、地下水はじめ、影響が懸念される河川の安全対策を引き続きお願いする立場を維持しつつ、感想と御提案を申し上げたいというふうに思いますが。

まず、いろんな資料を拝見したり御説明をお聞きして、委員長もおっしゃっていますし、県の御担当の御説明にもありますが、本当にクマをはじめとして人命に脅威が迫っているということ、改めて認識をいたしました。

従って、くれぐれもご安全に作業をしていただきたいということがまず1つ、お願いでございます。

それに関連をいたしまして、資料にも記載をしておりますが、調査地点の変更とか、縮小とか、回数の見直し、変更とかも、委員長はじめ専門の先生方からいろんな御指導をいただきながら、もう一度再検討されることが必要じゃない

のかなというふうに思っております。

それから、クマ、不可抗力によってモニタリングが欠測されたということで、また更にモニタリングの回数が延長されるということをお聞きしましたけれども。そこに関しては、行政の末席を汚す者として、やはりコストがかかると思っているんですね。ですので、今まで収集したデータを何かしら活用しながら、今後の方向性をきちんと決めていくことが必要ではないのかなと。また、改めてリセットとして、1年間、また再モニタリングということではなくて、既存の収集した、折角、有効なデータを活用しながら、今後の方向性を決めていくということが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、そこも検討いただければということで御提案でございます。

末永会長： 大変ありがとうございます。大変重要な御指摘をいただいたと思います。

クマのことは、この2ページのところに※で、その時は臨機応変と、日本語、非常に便利な言葉であります。今、三浦委員から御提案いただいたように、今までのデータや何かを蓄積していけばある程度見えてくる。その場合は、あえて危険を冒してまでやる必要も、やる必要ないっていいいますか、あるいは中止してもいいんじゃないかと、そういうことですね。

それから、コストの問題なんかがありますので、それを全般的に勘案しながら調査を進めていくということですので、その辺は、今の三浦委員のお答えに対して、県の方はどうお考えになりますか。

事務局： 貴重な御意見ありがとうございます。

まず、1年間継続して、2点目の話でございましたけれども。途中で欠測になった場合、また1年がリスタートするという点につきまして、先ほど、案件1のところでは石塚の方から DW-16 のお話をさせていただきました。たまたま DW-16 は高濃度エリアなので、エリア平均を達成するまではずっとモニタリングが必要な井戸であったわけですが、それ以外のエリアで同じようなことが、今後、起こり得ることもありますので、そこは検討させていただきたいというところでございます。

また、今年、クマの出没とかで縮小させていただいた部分があります。8年度の計画につきましても、臨機応変にというところで書かせていただきましたけれども、今、御提案もありましたので、クマもそうですけども、勿論、皆様の安全、安心といったところも踏まえながら、何か効率的、あるいは縮小できるところはないのかというところは、これは検討させていただければというところでございます。

末永会長： ありがとうございます。
三浦委員、よろしいでしょうか。

三浦委員： ありがとうございます。どうぞ、よろしく御検討お願いいたします。

末永会長： その他、この計画案に関しましては。
もしないようでしたら、基本的にはこういうことで進めていただく。ただし、今、三浦委員からありましたように、その辺は極めて柔軟に、勿論、基本的な部分は外してはいけませんが、柔軟に対応していくということで、今までのデータなんかも活用しながら、あるいは、大体推定できるのなら推定していくとか。あるいは、コストの面や何かいろいろあると思いますので、その辺は、この案は基本的に了承して、かつまた、今、三浦委員からあった御提案を踏まえながら進めさせていただくということで、皆さん方に御了承いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

じゃ、このような形で計画を進めさせていただきますので、「案」は取れたということでよろしくお願いいたします。

それでは、3番目に移ります。

環境再生計画に基づく県の取組状況について、事務局から御説明いただきます。

それでは、今さん、よろしく申し上げます。

事務局： 資源循環推進課の今です。座って説明させていただきます。

それでは、案件（3）について、資料3に基づき御説明いたします。

まず1つ目は、「自然再生（森林整備）」でございます。

植栽地の生育状況については、令和7年7月に八戸市森林組合に評価していただき、全体的な生育状況はおおむね順調であるとの評価があったところです。

また、八戸市森林組合と連携して、つる植物やグミの剪定等により植栽地の管理を行っています。

次に2つ目として、「地域振興」でございます。

本県の有効活用エリアについては、効果的な利活用の方向性を探るとともに、田子町と随時意見交換を実施していくこととします。また、ウェブアーカイブにおいて、民間事業者向けに本県現場の利活用可能な土地情報の発信を継続していきます。

2ページ目を御覧ください。

次に岩手県の状況ですが、岩手県側の不法投棄現場跡地、周辺土地及び現場跡地にある堆肥舎については、公売により12月に八戸市の再生可能エネルギー関

連業者に売却されたところ です。

したが いまして、(2) の次の今後の方針となりますが、平成 27 年 3 月に開催した第 52 回協議会 で了承された「選別ヤード跡地における地域振興に係る当面の方針」に基づき、本県側の地下水浄化終了前の適時に、改めて協議会の意見を聴きながら跡地の利活用を検討していくことといたします。

3 ページ目を御覧ください。

次に 3 つ目として、「情報発信」でございます。

まず、「(1) ウェブアーカイブの更新」についてですが、環境モニタリング調査結果、植栽地の定点撮影写真、原状回復事業の記録等については、速やかに更新しています。

なお、植栽地の定点撮影写真は、5 ページ目の別図となりますので、5 ページ目を御覧ください。

この定点撮影写真については、平成 27 年 6 月から実施しており、定点は全部で 12 地点あります。例年であれば、現場入口付近にある定点 11 については毎月定点撮影を行い、定点 11 以外については 4 月から 11 月までの期間で定点撮影を行っているところですが、今年度は 9 月のクマ被害の関係で 9 月、10 月は撮影を行わないなどの対応をしたところ です。

再び 3 ページ目に戻っていただきます。次は「ウェブアーカイブ年度別アクセス件数」の表となります。今年度は 12 月末時点で 4,422 件となっており、昨年度同期の 3,527 件と比較すると、件数では 895 件の増、割合では前年比 125.4% となっております。

次は「(2) 県境不法投棄現場跡地動画等の公開」についてですが、これは本協議会開催前にスクリーンに映していたものとなります。

まず、①として、今回も昨年度と同様に現場跡地上空からドローン撮影を行い「YouTube」に公開しましたが、撮影時期は昨年度よりも 3 か月前倒しし、8 月に行ったところ です。

次に、②として、環境エネルギー部では、環境エネルギー部の 5 課及び 4 環境管理事務所、出先機関となりますが、その取組を紹介するため、今年度、SNS「あおもり E & E TIMES」を開設したところですが、当グループからは、先ほど見ていただいた動画の中にある縦長サイズの 2 本の県境動画を公開したところ です。

なお、①と②にそれぞれに対応した「QR コード」を載せましたので、もしよろしければ、後日、改めて御視聴いただければと思います。

4 ページ目を御覧ください。

次に「(3) 現場見学」についてですが、今年度も県境不法投棄現場跡地の原状回復状況や森林整備状況等を直接見ていただけるよう、現場見学の希望に対

応していたところですが、9月のクマ被害以降は当面の間、現場等への立入を禁止している状況です。

なお、今年度は64名の見学者があったところです。

次に「(4) 公共施設等での資料展示」と「(5) 事案紹介等DVDの貸し出し」についてですが、田子町立上郷公民館、現場事務所、田子町立図書館において引き続き資料展示等を行っているほか、DVDの貸出についても受け付けしている状況です。

次に「(6) 教育機関等との連携」についてですが、今年度は令和7年7月に八戸市及び三戸郡内の全中学校に対して、ウェブアーカイブを周知したところ
です。

本事案の解決に向けたこれまでの取組については、ウェブアーカイブ等を通じて今後も周知を図っていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

末永会長： ありがとうございます。

環境再生計画ですね、これに関しまして、取組と状況、それを御説明いただきました。これに関しまして、何か御質問なり御意見がありましたらどうぞ。

はい、どうぞ。

椛沢委員： 地域振興の視点から。

青森県側はまだ浄化が続いておりますが、情報発信としては、民間事業者、現場の利活用の位置情報は発信していると思うんですが。何か反応は、いかがでしょうか。

末永会長： じゃ、はい。

事務局： 現在は反応がない状況です。

椛沢委員： もう1ついいですか。

末永会長： はい、どうぞ。

椛沢委員： 現場というのは、上下水道はない。

事務局： 無しです。ガスも無しです。

栢沢委員： そういう情報の発信はされているんですか。

事務局： アーカイブに「青森・岩手県境不法投棄現場跡地を利活用してみませんか」というコーナーを設けておりまして、その中には、上下水道無し、都市ガス無し、あと、除雪もしていないということで公開しております。

末永会長： よろしいですか。

栢沢委員： はい。

末永会長： その他、御意見なり御質問なり、いかがですか。
はい、どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 岩手県側の方は、これから先、環境基準も達しているし、特別なこともないとは思いますが、もう岩手県側とは、関係がないというか、何と申しましょうか。そこら辺の連携とか、そういうのは考えてはおりませんか、もう業者に渡ったのでそれでよしという考えですか。

事務局： 土地が岩手県から八戸市の業者に移ってしまったものですので、名義もその業者になっているということですので、そこに関しては、話し合いはないかなとは思いますが、今の段階では。

末永会長： 小船課長、岩手県、その辺、どう考えていらっしゃるか、ちょっと。岩手県側の立場、あるいは二戸の立場でもあれですけども。

小船委員： 二戸市でございます。

新聞等にも報道がありましたとおり、12月に八戸のカニサウイングという業者が落札したということで聞いております。ただ、具体的に、今後、何に使うかとか、そういった情報はまだありませんので、岩手県側の不法投棄事案に関するフォローアップ会議については、明後日、12日木曜日に開催される予定になっていましたので、その中で少し、岩手県の方から少し情報を何かもらえるのかなというふうに思っているところでございます。

末永会長： ありがとうございます。
どうぞ。

事務局：ありがとうございます。そちらの情報も後ほど、岩手県の方に確認して、情報をいただきたいと思います。

末永会長：宇藤委員、何か続けてあります？
山本町長、何かありましたら、ここで。

山本委員：岩手県側の方でも、ワーキングを開いて、この土地の利用の仕方を含めて、喧々諤々、物凄く真剣にお話をされていたかなと思うんですが。このような形になって、少し、そういう方々の意見は、今後、どんなふうに活かされるのかなと心配をしているところでした。

また、両県、やはり情報共有をしながらというふうなところで、青森県側、都度都度、向こうにも声をかけながら行ってきたはずだったんですが。現場の成形のあたりから、殆ど話が無くなってしまったかなと、ちょっと残念なところかなと思っております。共通の地域振興にというのは、ちょっと今のところ、難しくなってきたなというのは、率直な感想です。

末永会長：ありがとうございます。

これ、県の方から御説明を受けた時に、実は地形がかなり違うんですね、岩手県側と。岩手県側も漆、浄法寺ですから、それこそ昔の浄法寺漆という、漆で有名なところですけども。いろんな漆を植えたりして、結局ダメで、結局は、そこを、ある意味、更地的な形において、非常に平坦ですから、岩手側は。そこで、丁度、それで南側の方にやや傾斜があるので、多分、そういうことを利用して何かということで、多分、八戸の業者の方、ここには再生可能エネルギーとありますけども、あそこでやるとしたら、多分、太陽光ぐらいだろうと思うんですけどね。

それに対して、青森県側は御承知のとおり、非常に急斜面ですね。上の方だけ若干、平地がありますけど。そこを再生ということでしたら、若干、その辺の歩みが最初からかなり違ったかなと。その結果が、こういうふうな形で表れてきている。

今、山本町長がおっしゃったように、その辺に関しては、なかなか上手い具合の情報も出てこなかったというふうなことになるかなと思います。

従って、岩手県さんは、今、小船課長からありましたが、フォローアップでいろいろ議論されるということですが、そういうふうな利活用をしていく。

じゃ青森県、これから、多分、一体的なうんぬんというのは、なかなか無理なので、青森県として、じゃあどのような形においてこれから考えていくかということ。特に田子町の住民の方々と県の方で非常に連携しながら、いろいろ考

えられたらいいかなというふうに思っております。

そういうふうなことで、是非、これから県の方も、田子町さんの町長はじめ、住民の方々と連携を取りながらやっていかれたらいいのかなと思いますので。これは、ちょっと会長として喋り過ぎましたが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

野呂委員、何かこの辺で御提案ありませんか。野呂委員。

野呂委員： 岩手県側の業者が何を買ったのか。何に使うのかというのが凄く気になっていて、おそらく太陽光ではないかと判断するんですが。その太陽光というのが、果たして本当に上手くいくのかというのは、ちょっと注視が必要かなというような気がしました。

本県側においては、環境再生そのまま、着々と進めていくというのが、まず大事、重要だと思っておりますので、あまり隣の状況と比較せずに、着々と進めていくのが本県らしい丁寧なあり方なのかなと思っております。

以上です。

末永会長： ありがとうございます。

そういうことで、先ほどの繰り返しになって恐縮ですが、県の方として、田子町さん、ここまで田子町さんもいろんな苦難を乗り越えていろいろと浄化をはかり、また、その中において、どのような形でここを使っていくかということもお考えになっていると思ひますので、是非、県の方としても、先ほど申しましたような形において、これからも田子町さんの方といろいろと連絡を取りながらやっていかれるということを望みまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

よろしいですね、町長、そういうことで。町長、よろしくお願ひします。

なかなか大変です。とにかく人口は減るわ、なんかで、なかなか本当に、またどんどん、どんどんいろんなところが荒廢地になっていっていますので大変ですが、折角の機会ですので、ポイントを合わせながらやっていかれたらと思ひます。

よろしくお願ひします。

それじゃ、これに関しましても、基本的なことで御了承をいただいたということで判断させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に森林整備計画につきまして、これに関しましても、御説明いただきます。よろしくお願ひします。

事務局： 資源循環推進課の櫻庭です。座って説明させていただきます。

続きまして、案件4「森林整備計画」に基づく植栽地の管理について、資料4に基づき御説明いたします。

県では、平成25年度をもって廃棄物等の全量撤去が完了したことから、翌平成26年度からは、「森林整備計画」に基づき、現場跡地の植樹による森林整備に着手し、八戸市森林組合と連携しながら、樹木の生育状況の評価や、つる植物やグミの剪定等による植栽地の管理、これを実施してまいりました。

その結果、現場内では、順調に樹木が育成し、野生動物が目撃されるなど自然再生が進んでおります。

その一方で、数年前からなのですが、グミの木が密集して生育するようになりまして、現場内の視界を悪化させ、クマとの遭遇リスクを高めるような状況となっております。

実際、昨年、令和7年9月23日には、県の委託業者の方が、現場周辺で、作業中にクマに襲われるという人的被害が発生しております。

そこで、八戸市の森林組合の樹木医さんの方に、グミの木の生育評価というものをお願いしたところ、「現時点でグミの木は枯れることなく横方向へ過剰に生長し、樹形が乱れるだけでなく、葉や茎が過剰に茂り、花や実が付きにくくなっている。そして、また、他の木の生長を阻害している。」という御意見をいただいたところです。右の写真のような状況になっておりまして、横の方に枝が伸びているという状況になっております。

「作業道沿いのグミの木というのは、見通し確保のために横方向に伸びている枝等を重点的に剪定してはどうか。作業道沿い以外は、先駆樹種としての役割を果たした部分、また、横方向に伸びている枝については剪定してはどうか。」という御意見を樹木医さんの方からいただいております。

ここで、現在の現場内の状況なんですけれども、2ページ目、次のページの別図1を御覧ください。

赤線で囲った部分が、グミの木が特に密集している箇所でありまして、中央池やCW-2、CW-3といった主要な作業箇所の付近に密集して、分布しているような状況になっております。

1ページ目に戻っていただきまして、対応案といたしまして、来年度は、クマとの遭遇リスクを回避するため、作業員の視界を確保し、他の木の生長阻害を防止するという観点から、樹木医さんに御指導いただきながら、現場内の過剰に生長しているグミの木の枝を剪定したいと考えております。

剪定の時期ですが、現場内の下草や葉っぱが繁茂して、視界不良となる前の4月、5月頃を想定しております。

次に、剪定方法ですけれども、横方向に伸びた枝や混み合った枝を間引く、こういったようなやり方で剪定したいと考えております。

剪定場所ですけれども、先ほど御覧いただきました、別図1の赤線で囲った部分を重点的に剪定させていただきたいと考えております。

参考までに、現場の詳しい状況写真ということで、3ページ目の別図2も御覧いただければと思います。

作業道沿いに密集しているグミの木ですけれども、夏場はこのように葉っぱが繁茂して、非常に視界を悪くしている様子がおわかりいただけだと思います。冬になりますと葉っぱは枯れるんですけども、枝が横の方向に伸びているという状況がよくわかるかと思えます。

このように、横に伸びて密集したグミの枝というのは、他の木の生長を阻害するだけでなく自らの生長も阻害しているという状況だそうですので、作業員の視界を悪くする要因となっている、作業員の安全確保のためにも、横に伸びている方のグミの木の枝の剪定について、御理解いただければと思い、御説明させていただきました。

資料4の説明は以上でございます。

末永会長：　そういうことで、これは、八戸市森林組合さんの方といろいろ連携取りながら、こういうふうな方法がいいんじゃないかということです。ただ、4月、5月やるといっても、クマは最近冬眠しなくなったり、あるいは冬眠したやつがポロポロ出るんじゃないかと思うので、その辺は、臨機応変にということでしょうけども。十分に注意しながらやっていく必要がある。

これ、どうでしょうか？そういうことで、八戸市森林組合さんの方で、こういう方がいいよということ言われているみたいなので、特段、ないと思いますが。

よろしいですね。こういうことで剪定してください。何か、グミの実も、あまり経つと実がならないそうですね。この前聞いて「エッ」と思いましたけど。じゃもう伐っちゃおうということになってもいいと思います。

よろしくお願いします。

それじゃ次、5番目です。令和8年度以降、来年度以降の協議会の開催時期について、ということで御説明いただきます。よろしくお願いします。

事務局　：　では、続きまして、案件5「令和8年度以降の協議会の開催時期」について、資料5に基づき御説明させていただきます。

協議会は、平成15年7月の設置以来、原状回復対策等の実施に関しまして、地元の皆様や専門家の皆様から広く意見を聴く場として、重要な役割を果たしてまいりました。

産廃特措法が失効した令和5年度以降も、県では、国の新たな財政支援制度を

活用いたしまして、現場内の地下水浄化を継続しておりますから、令和5年度以降も、皆様から貴重な御意見をいただく場として、引き続き協議会を継続して参った次第でございます。

現在の協議会は、第71回協議会で御承認いただいたとおり、毎年1回、2月頃開催しており、主な協議内容は、こちらにありますとおり、地下水浄化対策、環境モニタリング、環境再生に関することとなっております。

本日、この案件5では、これまでの開催実績を踏まえつつ、今まで以上に協議会をスムーズに開催するため、協議会の開催時期の見直しを御協議いただきたいと考えております。見直しの理由、課題といたしましては、1つ目ですけれども、環境モニタリングに係る計画と報告の期間のズレについてでございます。

協議会で承認いただいているモニタリング計画につきましては、年度ごととなっておりますが、結果につきましては、年単位の報告となっております。

すなわち、2月の調査結果は、当年度の協議会で報告できませんで、翌年度の調査結果と併せて翌年度報告する形となっており、計画と報告の期間にズレが生じている状況ということになります。

そして、2つ目なんですけれども、降雪期における交通機関の遅延や運休のリスクというのがちょっと大きくて、昨年も大雪でしたけれども、今年は更に記録的な大雪となっておりまして、交通機関の遅延や運休というのが頻繁に起こっております。本日は、比較的恵まれたのかなというところだと思いますけど、年々交通機関の遅延が危ぶまれるようになっております。

そこで、令和8年度以降の協議会の開催時期につきまして、次のとおり御提案させていただきたいと思っております。

開催は、これまでと変わらず年1回といたしますが、開催時期につきましては、降雪期ではなく、春の4月、5月頃としてはいかがでしょうか。そうしますと、次回開催は令和9年の4月、5月頃となります。

また、年1回の通常開催のほか、これまで同様、必要に応じて臨時開催することといたします。

令和8年度は、この随時開催を想定しております。

その理由といたしましては、令和8年度は、現行の国の財政支援制度の終期である令和9年度の前年度となっておりますので、財政支援制度の終期到来前に、以下の整理が必要であろうと考えております。例えば、現場地下水の浄化の将来予測、国の財政支援制度継続に向けた要望活動、持続可能な浄化対策のあり方といった内容となっております。

以上を踏まえまして、令和8年度につきましては、中間報告も併せまして、令和8年10月頃に協議会を開催し、その後は、4月、5月頃に年1回通常開催することとして、委員の皆様へ御承認いただければと考えております。

私からの説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

そういうことですが、本当に大変な雪で、私も昨日、京都にいたんですが、11時の飛行機、伊丹に向かう時に京都市内も珍しく雪が積もっちゃいまして、バスがいつも京都駅から伊丹空港まで50分で行くのが1時間40分かかりまして、もう11時の飛行機、5分前に着いて、それで乗りました。青森だけじゃないんですよ、今年は大変で。

いずれにしろ、そういうふうに、県からの御提案があったんですが、いかがですか、これで。よろしいですか。

それでは、そのような形で進めさせていただいて、来年度、令和8年度10月頃に1回開催するということでもよろしくお願いいたします。

以上で、基本的には終わりましたが、何か特に御意見があればと思いますが。よろしいですか。

それでは、これでマイクをそちらにお返しいたします。

ありがとうございました。

司 会： ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、第74回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。

次回の開催につきましては、令和8年10月頃を予定しております。

本日は、誠にありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。